

起虎会会則（案）

（名称・事務局）

第1条 本会は起虎会と称する。

第2条 本会の事務局は、広島大学附属東雲小学校・中学校（以下附属東雲小・中学校）に置く。

（目的・事業）

第3条 本会は、附属東雲小・中学校における教育活動及び教育研究を支援し、併せて会員相互の理解と協力関係の維持・発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 教育研究を支援する事業
- （2） 会員相互の親睦を図る事業
- （3） その他、附属東雲小・中学校の発展に関わる事業

（会員）

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- （1） 以前、附属東雲小・中学校に在籍していた元教職員
- （2） 現在、附属東雲小・中学校に在籍している教職員

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 理事 若干名
- （4） 監事 2名
- （5） 事務局 3名

2 会長は、理事会の議をへて総会において選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 理事及び監事は、会長が推薦し、総会において選出する。

5 事務局は附属東雲小・中学校の校長・副校長がこれに当たる。

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- （1） 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- （2） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- （3） 理事は、理事会に出席し、必要に応じて当面する会務の処理に当たる。
- （4） 監事は、本会の会計を監査する。

第8条 役員の仕事は2年間とする。ただし再任を妨げない。また、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第9条 本会は、次の会議を行う。

- （1） 総会
- （2） 理事会

第10条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は、5分の1以上の会員の要請があった場合に、会長が招集して開催する。

2 総会の議長は会長とし、会長に事故ある場合は副会長がこれに当たる。

第11条 理事会は、会長、副会長、理事、事務局で構成し、必要に応じて会長が招集する。

（会計）

第12条 本会の運営に関する経費は、入会費及び任意の支援金をもって充てる。

第13条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

2 前項の「入会費」とは、この会に入会の意志をもつ教職員が附属東雲小・中学校を離職する際に、支払うものをいう（2000円）。

（附則）

この会則は、総会の承認を得て、平成24年12月2日より実施する。